

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成27年 3月20日

香川県知事 浜 田 恵 造

### 香川県規則第7号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（平成2年香川県規則第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(病児保育事業の開始の届出等)</p> <p>第14条の5 <u>法第34条の18第1項</u>の規定による届出は、<u>病児保育事業開始届出書</u>（第19号様式の9）によりしなければならない。</p> <p>2 <u>法第34条の18第2項</u>の規定による届出は、<u>病児保育事業変更届出書</u>（第19号様式の10）によりしなければならない。</p> <p>3 <u>法第34条の18第3項</u>の規定による届出は、<u>病児保育事業廃止（休止）届出書</u>（第19号様式の11）によりしなければならない。</p>	<p>(家庭的保育事業の開始の届出等)</p> <p>第14条の5 <u>法第34条の15第1項</u>の規定による届出は、<u>家庭的保育事業開始届出書</u>（第19号様式の9）によりしなければならない。</p> <p>2 <u>法第34条の15第2項</u>の規定による届出は、<u>家庭的保育事業変更届出書</u>（第19号様式の10）によりしなければならない。</p> <p>3 <u>法第34条の15第3項</u>の規定による届出は、<u>家庭的保育事業廃止（休止）届出書</u>（第19号様式の11）によりなければならない。</p>
<p>(児童福祉施設の設置の届出等)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>法第35条第11項</u>の規定による届出は児童福祉施設廃止（休止）届出書（第24号様式）により、<u>同条第12項</u>に規定する承認の申請は児童福祉施設廃止（休止）承認申請書（第25号様式）によりしなければならない。</p>	<p>(児童福祉施設の設置の届出等)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>法第35条第6項</u>の規定による届出は児童福祉施設廃止（休止）届出書（第24号様式）により、<u>同条第7項</u>に規定する承認の申請は児童福祉施設廃止（休止）承認申請書（第25号様式）によりなければならない。</p>
<p>(費用の請求)</p> <p>第18条 <u>小規模住居型児童養育事業</u>を行う者、里親、児童福祉施設若しくは<u>指定発達支援医療機関</u>の設置者、児童自立生活援助事業を行う者又は法第33条第1項若しくは第2項の規定により委託されて一時保護を加えた者は、法第50条第6号の2から第8号までに規定する費用の支払を請求するときは、毎月10日までに、請求書に知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、助産施設又は母子生活支援施設の設置者にあつては、当該施設において助産又は母子保護を行った事務所に提出しなければならない。</p>	<p>(費用の請求)</p> <p>第18条 <u>小規模住居型児童養育事業</u>を行う者、里親、児童福祉施設若しくは<u>指定医療機関</u>の設置者、児童自立生活援助事業を行う者又は法第33条第1項若しくは第2項の規定により委託されて一時保護を加えた者は、法第50条第6号の2から第8号までに規定する費用の支払を請求するときは、毎月10日までに、請求書に知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、助産施設又は母子生活支援施設の設置者にあつては、当該施設において助産又は母子保護を行った事務所に提出しなければならない。</p>

第10号様式の2 (第7条の2関係)

(表)

障害児入所給付費支給申請書兼利用者負担額減免等申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 居住地  
氏名 ㊟  
生年月日 年 月 日  
連絡先 ( )

次のとおり申請します。

フリガナ	生年月日	年 月 日
支給申請に係る 児童氏名	続柄	
身体障害者 手帳番号	療育手帳 番号	精神障害者保健 福祉手帳番号

サービスの利用の状況	障害福祉サービス	利用中のサービスの種類、内容等
	障害児通所支援	利用中のサービスの種類、内容等

申請するサービスの種類	申請する支援の種類・申請に係る具体的内容	
	種類	<input type="checkbox"/> 指定障害児入所施設 <input type="checkbox"/> 指定発達支援医療機関
	具体的内容	

第10号様式の2 (第7条の2関係)

(表)

障害児入所給付費支給申請書兼利用者負担額減免等申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 居住地  
氏名 ㊟  
生年月日 年 月 日  
連絡先 ( )

次のとおり申請します。

フリガナ	生年月日	年 月 日
支給申請に係る 児童氏名	続柄	
身体障害者 手帳番号	療育手帳 番号	精神障害者保健 福祉手帳番号

申請するサービスの種類等	障害福祉サービス	利用中のサービスの種類と内容等
	障害児通所支援	利用中のサービスの種類と内容等

申請するサービスの種類等	申請する支援の種類・申請に係る具体的内容	
	種類	<input type="checkbox"/> 指定障害児入所支援 <input type="checkbox"/> 指定医療機関
	具体的内容	

(裏)

申請する減免等の種類	<input type="checkbox"/> I 負担上限月額に関する認定（下記IIの減免措置適用前） 次の区分の適用を申請します。 （当てはまるものに○を付ける。いずれにも当てはまらない場合は、空欄とすること。） 1 生活保護受給世帯 2 市町村民税非課税世帯に属する者であって、合計所得金額及び障害者基礎年金等の収入の合計額が80万円以下のもの 3 市町村民税非課税世帯に属する者であって、2以外のもの 4 市町村民税課税世帯（所得割額28万円未満）に属する者
	<input type="checkbox"/> II 医療型個別減免に関する認定 医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関の入所者等であるため、医療型個別減免を申請します。
	<input type="checkbox"/> III 特定入所障害児食費等給付費に関する認定 福祉型障害児入所施設の入所者であるため、特定入所障害児食費等給付費の支給を申請します。
	<input type="checkbox"/> IV 生活保護への移行予防措置（定率負担減免措置、特例補足給付）に関する認定 生活保護への移行予防措置（ <input type="checkbox"/> 定率負担減免措置 <input type="checkbox"/> 特例補足給付）を申請します。 *福祉事務所が発行する境界層対象者証明書が必要となります。

いずれも、事実関係を確認できる書類を添付して申請すること。

障害児入所医療費の支給を希望する場合は、入所給付費支給申請に係る障害児について、次の欄に記入すること。

保険者名及び番号		被保険者証の記号及び番号	
----------	--	--------------	--

申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者本人以外（下の欄に記入すること。）		
フリガナ氏名		申請者との関係	
住所	〒 _____ 電話番号 ( ) _____		

(裏)

申請する減免等の種類	<input type="checkbox"/> I 負担上限月額に関する認定（下記IIの減免措置適用前） 次の区分の適用を申請します。 （当てはまるものに○を付ける。いずれにも当てはまらない場合は、空欄とすること。） 1 生活保護受給世帯 2 市町村民税非課税世帯に属する者であって、合計所得金額及び障害者基礎年金等の収入の合計額が80万円以下のもの 3 市町村民税非課税世帯に属する者であって、2以外のもの 4 市町村民税課税世帯（サービスを利用される方が18歳以上の場合にあつては所得割額16万円未満、障害児の場合にあつては所得割額28万円未満）に属する者
	<input type="checkbox"/> II 医療型個別減免に関する認定 医療型障害児入所施設入所者（注1）であるため、医療型個別減免を申請します。
	<input type="checkbox"/> III 特定入所障害児食費等給付費に関する認定（医療型施設は除く。） 障害児入所施設入所者（注2）であるため、特定入所障害児食費等給付費の支給を申請します。
	<input type="checkbox"/> IV 生活保護への移行予防措置（定率負担減免措置、特例補足給付）に関する認定 生活保護への移行予防措置（ <input type="checkbox"/> 定率負担減免措置 <input type="checkbox"/> 特例補足給付）を申請します。 *福祉事務所が発行する境界層対象者証明書が必要となります。

いずれも、事実関係を確認できる書類を添付して申請すること。

（注1）対象施設は、障害児入所給付費及び障害児入所医療費の支給の対象となる入所施設。

（注2）対象施設は、障害児入所給付費の支給の対象となる入所施設。

障害児入所医療費の支給を希望する場合は、入所給付費支給申請に係る障害児について、次の欄に記入すること。

保険者名及び番号		被保険者証の記号及び番号	
----------	--	--------------	--

申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者本人以外（下の欄に記入すること。）		
フリガナ氏名		申請者との関係	
住所	〒 _____ 電話番号 ( ) _____		

第19号様式の9（第14条の5関係）

病児保育事業開始届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住所

氏名 ㊦

(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

次のとおり病児保育事業を開始したいので届け出ます。

- 1 事業の種類及び内容
- 2 経営者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）
- 3 職員の定数及び職務の内容
- 4 主な職員の氏名及び経歴

職名	氏名	年齢	経歴

- 5 事業を行おうとする区域（市町の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町の名称を含む。）
- 6 事業の用に供する施設の名称、種類、所在地及び利用定員
- 7 事業開始の予定年月日

(注)

- 1 次に掲げる書類を添付すること。
  - (1) 条例、定款その他の基本約款
  - (2) 建物その他設備の規模及び構造を記載した書類及びその図面
  - (3) 収支予算書及び事業計画書（インターネットを利用して閲覧することができる場合を除く。）
  - (4) その他知事が必要と認める書類
- 2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第19号様式の9（第14条の5関係）

家庭的保育事業開始届出書

年 月 日

香川県知事 殿

市町長 ㊦

次のとおり家庭的保育事業を開始したいので届け出ます。

- 1 事業の種類及び内容
- 2 経営の責任者及び福祉の実務に当たる幹部職員の氏名及び経歴

職名	氏名	経歴

- 3 家庭的保育者の氏名、経歴等

氏名	年齢	経歴	住所

- 4 事業の用に供する施設の名称、種類、所在地及び利用定員
- 5 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
- 6 事業開始の予定年月日

(注) 次に掲げる書類を添付すること（インターネットを利用して閲覧することができる場合を除く。）。

- (1) 収支予算書
- (2) 事業計画書
- (3) その他知事が必要と認める書類

第19号様式の10 (第14条の5 関係)

病児保育事業変更届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住所

氏名 ㊦

(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

次のとおり病児保育事業の変更について届け出ます。

- 1 名称
- 2 種類
- 3 所在地
- 4 開始届出年月日
- 5 変更の内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後

- 6 変更の理由
- 7 変更年月日

(注)

- 1 知事が必要と認める書類を添付すること。
- 2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第19号様式の10 (第14条の5 関係)

家庭的保育事業変更届出書

年 月 日

香川県知事 殿

市 町 長 ㊦

次のとおり家庭的保育事業の変更について届け出ます。

- 1 名称
- 2 種類
- 3 所在地
- 4 開始届出年月日
- 5 変更の内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後

- 6 変更の理由
- 7 変更年月日

(注) 知事が必要と認める書類を添付すること。

第19号様式の11（第14条の5関係）

病児保育事業廃止（休止）届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住所

氏名 ㊦

（法人にあつては、主たる事務所の所  
在地及び名称並びに代表者の氏名）

次のとおり病児保育事業を廃止（休止）したいので届け出ます。

- 1 名称
- 2 種類
- 3 所在地
- 4 開始届出年月日
- 5 廃止（休止）の理由
- 6 現に便宜を受けている児童に対する措置
- 7 廃止（休止）予定年月日
- 8 休止の予定期間

（注）

- 1 知事が必要と認める書類を添付すること。
- 2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第19号様式の11（第14条の5関係）

家庭的保育事業廃止（休止）届出書

年 月 日

香川県知事 殿

市 町 長 ㊦

次のとおり家庭的保育事業を廃止（休止）したいので届け出ます。

- 1 名称
- 2 種類
- 3 所在地
- 4 開始届出年月日
- 5 廃止（休止）の理由
- 6 現に保育を受けている乳児又は幼児に対する措置
- 7 廃止（休止）予定年月日
- 8 休止の予定期間

（注）知事が必要と認める書類を添付すること。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第18条及び第10号様式の2の改正規定は、公布の日から施行する。